

田布施町一般廃棄物処理実施計画

令和 7 年 (2025 年) 4 月

令和 7 年度田布施町一般廃棄物処理実施計画

1 計画の目的

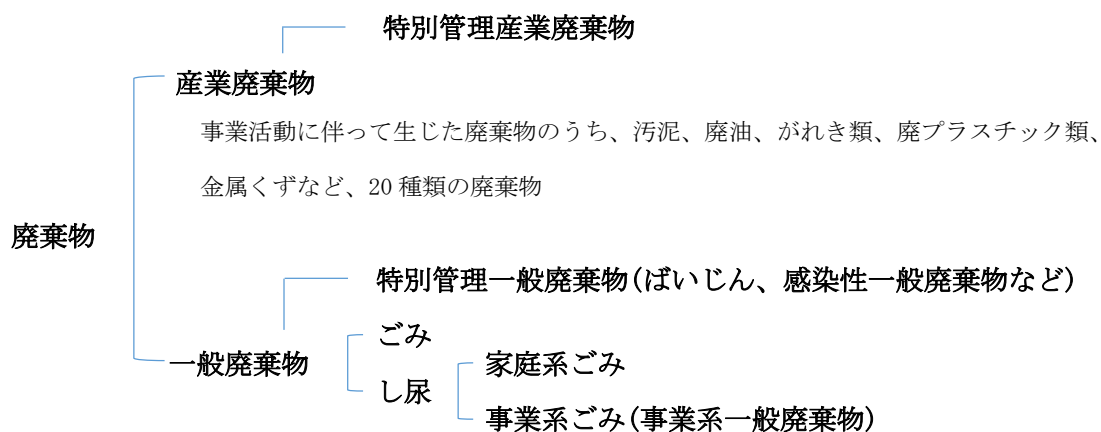
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。)に基づき、田布施町の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものです。

2 計画の期間

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで

3 処理する廃棄物の種類・分類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条に規定する一般廃棄物



4 処理計画量

品目別内訳及び算出方法については、「7. 処理計画」を参照。

ごみ(可燃・不燃・資源)	4,262,002 kg/年
し尿及び浄化槽汚泥	5,840 kl/年

5 処理施設

(1) 可燃ごみ焼却施設の概要

施設名	周東環境衛生組合 清掃センター
所在地	柳井市南浜 4 丁目 5 番 13 号

(2) 資源物等中間処理及び保管施設・不燃ごみ最終処分場の概要

施設名	熊南総合事務組合 資源活用センター
所在地	平生町大字曾根 433 番地 3

(3) し尿処理施設の概要

施設名	周東環境衛生組合 衛生センター
所在地	柳井市神代 2805 番地 1

6 処理区域

A コース（可燃ごみ 月曜日、木曜日）

・城南地区

宿井, 新宿井 1, 新宿井 2, 石の口, 吉井, 城南, 瓜迫, 西山, 葛岡, 川西, 大田

・東田布施地区

天神, 新町, 本町, 土井の内, 塩坪, 由免, 波野団地北, 波野団地南, 波野市, 祇園, 寿, 一本松, 長合,
平田, 木地, きじが丘, 上ゲ, 八和田, 配原, 大波野中, 大波野上

・西田布施地区

砂田, 定井手, 御蔵戸, 瀬戸の一部

B コース（可燃ごみ 火曜日、金曜日）

・西田布施地区

竹尾, 中西, 岸田団地, 大国木, 真殿, 中央南, 名倉, 石迫, 長田, 矢蔵, 西田布施, 瀬戸の一部

・麻郷地区

奈良, 竹重, 三宅, 新川, 旭, 高塔, 鳥越, 八海, 尾迫, 助政, 井神, 地家, 蓮輪, 浜城, 泊団地, 戎ヶ下,
麻郷団地

・麻里府地区

尾津東, 尾津中, 尾津西, 見田団地, 中郷, 上組, 馬島

小行司コース

郷東, 市明

7 処理計画

(1) 収集・運搬計画

ア 一般家庭から排出される廃棄物（ステーション方式）

種 別		収集方法		処理方法
		実施主体	収集回数	
可燃ごみ		委託	週 2 回 ※11 月～3 月の祝日除く	焼却
不燃ごみ	ガレキ・ガラス・陶器	委託	月 1 回	資源化・埋立
	缶・金属	委託		資源化
	びん	委託		資源化
資源ごみ (ダンボール・雑誌・新聞・古着)		委託		資源化
ペットボトル		委託		資源化
粗大ごみ(燃やせないごみ)		直営・許可	月 1 回 (希望者のみ戸別収集)	資源化・埋立

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（※事業系一般廃棄物）

事業者自らの責任で行うもののほか、町の許可業者による処分が必要です。

※事業系一般廃棄物とは、

- ・ 事務所、工場、商店等から出る紙くず、布きれ、梱包に使用した木材、ダンボール
- ・ 飲食店、食堂等から出る残飯、厨芥類
- ・ 小売店等から排出される野菜くず、魚介類等

などをいいます。

ウ し尿及び浄化槽汚泥

種 類	収集方法		処理方法
	実施主体	収集回数	
し尿(汲み取り式)	許可業者	随時	許可業者による汲み取り
浄化槽汚泥			前処理後、放流

エ 処理困難物(収集しないごみ)

以下に記載の品目は、処理施設での処理が困難であるため、排出者自身で処理業者に処理依頼をお願いいたします。

区 分	品 目
爆発や火災の危険があるごみ	消火器、プロパンガスボンベ、廃油（ガソリン・オイル・灯油）
有害ごみ	農薬・劇薬、シンナー・塗料、バッテリー
処理困難なもの	ピアノ、耐火金庫
法律により処分方法が決められているもの	・ 自動車のタイヤや部品、オートバイ、家電 4 品目 ・ 医療系廃棄物（注射針）
ボタン電池・充電式電池	家電量販店などに設置されている回収ボックスを利用してください。
産業廃棄物	業者が解体したブロック、コンクリート、瓦などの産業廃棄物
ごみでないもの	石・土・砂などの自然物

(2) 処理計画

前々年度より過去 5 年の平均排出量を算出したのち、計画前年度の 2 月時点の人口を乗じ、算出しています。

ア 可燃ごみの量

内 訳	年間排出量(kg/年)	処理施設
定期収集	2,814,014	周東環境衛生組合 清掃センター
許可業者	494,412	
一般持ち込み	312,705	

イ 不燃ごみ・資源物等の量

内 訳	年間排出量(kg/年)	処理施設
家庭系	資源ごみ	熊南総合事務組合 資源活用センター
	び ん	
	缶・金属	
	ペットボトル	
	ガレキ	
	粗大ごみ	

ウ し尿等の量

平成 12 年の浄化槽法の改正により、汲み取り式トイレの設置は禁止になりました。それに伴い、汲み取り式トイレが減り、合併浄化槽の増加が見込まれることから、し尿については、過去 5 年の減少率を、浄化槽については、過去 5 年間の増加率に基づき算出しています。

種 類	年間搬入量(kl/年)	処理施設
し尿(汲み取り式トイレ)	946	周東環境衛生組合 衛生センター
合併浄化槽汚泥	4,894	
計	5,840	

8 取り組み・処理支援等

ごみ処理

(1) 資源ごみ団体回収による資源化

回収団体の運営を補助し再資源化を促すため、資源ごみの団体回収報奨金制度を設けています。

(2) 小型家電リサイクル

使用済み小型家電のリサイクルを目的として、本庁内に回収ボックスを設置しています。回収できるサイズは、20 cm×40cm 以内のものに限ります。

(3) パソコンリサイクル

排出者の負担軽減を目的として、環境係窓口にてパソコンを無料で回収を行っています。

(4) 不燃性粗大ごみの収集

処理場へ自己搬入が困難な世帯を対象に、有料で収集します。収集には事前予約が必要です。

生活排水処理

(1) 水質検査の実施

年2回、町内7河川(丸尾川、時貞川、御蔵戸川、才賀川、奈良台川、桜川、新堀川)の水質検査を実施します。

(2) 浄化槽設置費補助

水環境改善を目的として、合併処理浄化槽の設置費の補助を行っています。